

徳島市農業委員会総会 議事録

1 と き	令和7年5月30日（金） 開会 午後 2時20分 閉会 午後 3時50分
2 ところ	徳島市役所 13階 第一研修室
3 議 長	会長職務代理者 金澤 敬治
4 出席者	<農業委員> 1 番委員 岸本 昇 2 番委員 瀬畑 俊夫 3 番委員 佐野 泰弘 4 番委員 野口 俊廣 5 番委員 大貝 美治 6 番委員 金澤 敬治 7 番委員 宮崎 学 8 番委員 久米 裕純 9 番委員 川人 泰博 10 番委員 佐々木永薫 12 番委員 坂東 賢二 13 番委員 石田 幸夫 14 番委員 植田美恵子 15 番委員 廣瀬 長市 16 番委員 谷川 興一 17 番委員 鎌田 良仁 <農地利用最適化推進委員> 2 番委員 安廣 貴明 3 番委員 宮本 忠佳 6 番委員 桑野 欣伸 7 番委員 宮崎 秀喜 8 番委員 原田 和彦 9 番委員 井原 一成 10 番委員 奥田 雅之 11 番委員 松浦 義幸 13 番委員 岡田 敏明 16 番委員 美間 亮 18 番委員 赤川 勉
5 欠席者	<農業委員> 11 番委員 板東美佐緒 18 番委員 政岡 茂 19 番委員 市岡 沙織 <農地利用最適化推進委員> 1 番委員 武市 直樹 4 番委員 山本 美香 5 番委員 長谷川豊司 14 番委員 鈴木 隆大 15 番委員 廣瀬 佳輝 17 番委員 近藤 和隆
6 欠 員	なし
7 傍聴者	なし
8 議 事	付議案件 （全体議案） 第1号議案 令和6年度の農地利用の最適化活動の点検・評価について 第2号議案 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る 意見決定について （農地関係議案） 第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について 第5号議案 非農地通知の審議について 第6号議案 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について 第7号議案 農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案について 報告事項 （農地関係） 1. 農地法第3条の3規定に基づく権利取得の届出について 2. 農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について 3. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について 4. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について

	5. 農地法第18条第6項の処理について 6. 転用届出の取消について（5条届出）
--	--

(開会 午後2時20分)

事務局 それでは、定例総会を始めさせていただきます。本日の議長は会長職務代理者の金澤委員が務めることとなっております。進行をよろしくお願いいたします。

議長 ただ今から、令和7年5月徳島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会は、農業委員19名のうち半数を超える16名が出席しており、会議が成立しております。欠席の届出がありました委員は、議席番号11番板東美佐緒委員、議席番号18番政岡茂委員、議席番号19番市岡沙織委員です。はじめに、議事録署名者の選任についてですが、総会議事規則第10条の規定により、議長が指名します。議席番号5番大貝美治委員と、議席番号17番鎌田良仁委員の両名を指名します。よろしくお願いいたします。

本日は議案審議の前に、令和7年度徳島市農林水産業主要施策及び事業方針について、徳島市農林水産課と耕地課の職員の方に、御説明をお願いしたいと思います。質疑応答につきましては、両課の説明が終わった後で、まとめてお受けいたします。まず、農林水産課の方から、よろしくお願いいたします。

農林水産課 【資料に沿って説明】

議長 ありがとうございました。続きまして、耕地課の方、よろしくお願いいたします。

耕地課 【資料に沿って説明】

議長 ありがとうございました。それでは、ただ今の両課からの説明につきまして、御質問等がございましたら御発言をお願いします。

【質疑・応答】

議長 本日は、農林水産課及び耕地課の方々から、丁寧な御説明をいただきまして、大変勉強になりました。これからの委員活動に役立てまして、更なる農業の発展に力を入れて参りたいと思っております。どうか今後とも、よろしく御支援のほどを、お願い申し上げます。本日は、大変お忙しい中、ありがとうございました。

議長 それでは、続いて議事に移ります。第1号議案、令和6年度の農地利用の最適化活動の点検・評価について、審議を開始します。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 議案第1号について御説明します。これは国からの通知に基づいて毎年実施するもので、皆さんには先月、自己評価の提出もいただきましたが、最適化活動について点検・評価し、6月末までにホームページ等での公表や県・国への報告が義務付けられたものでございます。総会の議決が必要になりますので説明させていただきます。

最初に、皆様に本日お配りした大きな1枚もののA3横の資料で、右上に別紙様式3と四角く囲ってある資料をご覧ください。ご自分の名前も書いてあると思いますが、委員さんそれぞれの点検評価表になります。令和6年度推進委員等の最適化活動の点検・評価ということで、右下の②、自己の点検・評価の表については、先月提出いただきましたものを活字にしております。そして今回、一番下の表2農業委員会に

よる点検・評価の全体としての評語の欄に国の通知に基づいて評語を記入させてもらっています。この標語についてですが、別の束にして配布した第1号議案と書いてある資料の3ページ、同じ様式ですが説明用参考資料と書いてある資料で説明します。こちらを御覧ください。参考資料としての例示となりますが、真ん中から下のほうに、太く四角く囲った4カ所の数値があります。活動日数や農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の推進など、それぞれの項目の実績を表しています。これをこの資料の2ページの、表2に当てはめて点数を算出します。例えば表2の(1)の成果目標の①農地の集積であれば、3ページの農地集積の達成状況の欄、この場合は76.97%で、その下に表2 (1)―①というふうに該当項目を参考に記載しています。達成率90%未満なので1点となりまして、同様に遊休農地の解消や新規参入の促進の項目ではそれぞれ4点、1点となります。また月当たり日数は3ページの例だと6.75日、星じるしのところで、表2の(2) - ①によると目標の7日には届いていないので2点、(2) - ②の項目で見れば、活動を月当たり6日以上しておりますので、4点が加点されることとなります。これら5つの点数の合計点が12点となるわけですが、これを2ページの、今度は表1に基づいて評語を記入することとなるので、15点未満ということで、目標をやや下回る結果となったという標語になります。これについては、もともと国が定めた設定方法によるため高い目標となっていることもありますし、それぞれ地域事情もあります。また、日誌も書いていただいておりますが、農業委員会の活動ではあってもこの最適化の活動としてはカウントできなかったり、活動しても記憶忘れがあったりと色々お忙しい中で、ご事情もある中で、こうして一括りにして点検・評価まで行うのは、本当にどうなのかという御意見もあろうとは思いますが、国のほうで決められたルールでありますので、こちらに沿って点数を出しております。ただ、皆さんせっかく地域で色々相談受けて対応されてると思いますので、出来る限り今後とも記憶をお願いします。実はこの活動実績に基づいて国から交付金が出ています。

続きまして農業委員会全体の最適化活動の点検・評価と農業委員会における事務の実施状況等について説明します。この資料の4ページを御覧ください。これも大きなサイズの資料になっております。この表は委員会全体の目標と、それに対する実績を一覧表にしたものです。委員会全体の点検・評価については、今度はこの資料の1ページのほうの表2をさきほどと同じようにそれぞれの項目で当てはめて点数化したもので、全ての項目で1点となるのですが、合計5点となり、1ページの表1に当てはめると、目標に対して期待どおりの結果が得られたとなります。4ページの表の左下に標語を記載しております。

ちなみにこの表の中段の表の右のほう、(2)の活動強化月間の4回という実績、また(3)の新規参入相談会への参加の内容については、5ページからの別紙様式5という分の8ページから記載があります。8ページをごらんください。下半分の(2)が活動強化月間の部分ですが、①が目標で、下の②が実績です。目標に対して実績では、まず令和5年度に実施した農業経営意向アンケートの結果に基づいた担い手への農地集積への働きかけを4月に行ったことを付け加えて強化月間と位置付け、また、10月に実施予定であった利用意向調査の未回答者への聞き取り活動が12月になったため変更をしております。

9ページに移りまして、(3)、新規参入相談会への参加については、6月の地区相談会を位置付けております。

最後に、10ページ、こちらについては様式に基づいて、3条許可の件数や転用に関する事務の状況をまとめてます。また、この資料の5ページから9ページについては委員会全体の最適化活動の目標と実績をまとめた資料ですので、また参考にしてください。この部分を公表することとなります。

説明は以上ですが、何か御質問等ございましたら、お願いします。

議長 ただ今の説明につきまして、御意見・御質問等はございませんか。
それでは、御発言がないようですので、採決いたします。本案件につきまして、事務局案を令和6年度の評価とし、公表することで、よろしいでしょうか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第1号議案については、原案どおり承認することに決定いたしました。続いて第2号議案、地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る意見決定について、審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第2号議案地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る意見決定について説明いたします。

先日郵送しておりました、右肩に第2号議案と書いてあるものと、地域計画案の多家良川内の資料を御覧ください。

まず、A4の第2号議案にありますとおり、法により「地域計画を策定又は変更するときは、市町村はあらかじめ、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区その他関係者の意見を聴かなければならない」とされております。この規定に基づき、地域計画の変更案について、市長から意見聴取があったため、農業委員会の意見を決定していただくものです。なお、今回の変更は、地域計画からの除外で、令和7年4月申請分であり、4月28日に開催された協議の場において了承されたものでございます。

1 変更の概要は記載のとおりで、多家良地区・川内地区について地域計画からの除外の協議が整ったことに伴う変更でございます。

2 多家良地区・川内地区の地域計画案を御覧ください。修正部分は黄色でマーカール赤い字としており、除外面積分が減少しております。目標地図については、除外箇所を黒く塗りつぶしております。

3 今後のスケジュールですが、6月に市長へ地域計画変更に係る意見を回答し、その後、農林水産課による地域計画変更案の縦覧期間2週間を経て、6月末に地域計画変更公告となります。地域計画変更後、非農地証明や農地転用の申請が可能となります。

今回の変更案については、地区の農業委員さん、推進委員さんも協議の場に参加し、除外について了承されておりますので、農業委員会全体の意見として変更案の通り認めることが適当と思われます。説明は以上です。

議長 ただ今の説明につきまして、御意見・御質問等はございませんか。
それでは特にないようでございますので、採決いたします。第2号議案の地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る意見決定については、案に異議なしとして、承認することに異議ございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第2号議案については、案に異議なしとして承認することといたします。それでは、ここから農地関係議案に移りますが、10分程度

休憩とさせていただきます。3時15分に再開します。

(再開 午後3時15分)

議長 それでは総会を再開します。これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくお願いいたします。それでは、第3号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。農業委員会法第31条に定める、議事参与の制限の規定に基づき、谷川興一委員に御退席をお願いいたします。審議終了後に、入室・着席をしていただきます。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第3号議案、農地法第3条の規定による許可申請について御説明します。議案書1ページを御覧ください。全ての申請について法定の添付書類は整っております。農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われま。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ、農地4筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後116aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

2番は、譲渡人から譲受人へ、農地1筆を部分贈与により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後52aに至り、譲受人は対象地において栗の栽培を行うとのことです。

3番は、譲渡人から譲受人へ、農地2筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後392aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

4番は、譲渡人から譲受人へ、農地2筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後28aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。なお、譲受人は新規就農者であるため、国府地区で新規就農面談を行いました。

5番は、譲渡人から譲受人へ、農地2筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後126aに至り、譲受人は対象地において水稻の栽培を行うとのことです。

第3号議案は以上5件で、対象地は、田9,807㎡、畑723㎡、合計10,530㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、新規就農面談を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。それでは、4番案件の新規就農面談に参加していただいた、国府地区の美間推進委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

美間推進委員 今月16日の午前14時より、4番案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。参加者は、私と谷川委員の委員2名、譲受人側1名、事務局2名の5名です。

譲受人は、息子の友人が農業をしており教えてもらいながら一緒に農業をしてみたいと考え、今回の申請に至ったとのことです。譲受人は、農機具に関して、息子の友

人に借り、水の確保については水利組合に加入するとのことであつたので、営農に問題はないと思われます。今回の申請が許可されれば、対象地で、水稻の栽培から始めて行きたいとのことです。

結論として、今回の新規就農計画等に問題はなく、国府地区の委員は一致して、問題ないのではないかと心証を持ちました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。新規就農面談に参加されました委員さんからの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、特に御意見がないようですので、採決いたします。第3号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第3号議案は、全案件を許可することに決定いたしました。参与制限により、退席されている委員が着席するまでお待ちください。

続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、御説明します。議案書2ページをお開きください。まず、地域計画との関係ですが、今月の5条許可申請は、地域計画策定以前の10年間、平成27年1月1日から令和7年3月31日までに全て農振除外済みであり、地域計画からの除外が必要ないことを確認しております。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、不動産を営んでいる譲受人が、露天貸駐車場に転用するものです。

2番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。系統用蓄電池事業を営んでいる譲受人が、所有権を移転し、蓄電池設置施設に転用するもので、系統用蓄電池事業用の転用は徳島市では初めてです。

系統用蓄電池とは、電力系統と呼ばれる、発電所や変電所などの施設に直接接続し、必要に応じて充電と放電を行い、電力の安定供給や調整力の提供を図る設備です。造成・設置については、蓄電池5基を1ユニットとして、4ユニットで計20基、パワーコンディショナー10基を2連で計20基、高圧の電気を、使用できる電圧に変換する受変電設備を設置し、設備部分はコンクリートで1mかさ上げする予定です。また、安全性を考慮し、敷地境界にフェンスを設けます。計画によると、この蓄電システムは、各種国際的安全規格に準拠した製品を採用し、熱暴走・発火等のリスクを最小限に抑える安全対策を講じており、万が一事故が起こった場合には、周辺農地及び住民への被害を防ぐため、火災検知・通報システム、自動遮断装置の設置を行うとともに、地域消防機関との連携体制も構築するとのことです。本申請について、事前に建築指導課・環境保全課・消防局予防課とは協議済みであり、建築指導課・環境保全課については、許可申請の基準に該当するものはなく、消防局予防課についても、設置届出のみでよいとのことであり、届出は後日提出予定とのことです。この点については事務局も担当課に確認しております。対象地の周辺に民家はありますが、すぐ西側の所有者には説明をし、蓄電池を設置するにあたっての同意を得ている旨の報告も受けています。

以上、全案件につきましては、農地法に規定されている立地基準及び一般基準にお

いて、許可要件を満たしているものと思われます。また、転用目的が、駐車場・資材置場となっている案件については、太陽光設備認定をとっていないことを確認済みであり、2番案件について、大規模ではありませんが徳島市で初めての転用目的であるため、地区審査を実施しました。

第4号議案は全2件で、地目は、田のみ1,238㎡です。転用目的の内訳は、駐車場・資材置場482㎡、その他施設用地756㎡となります。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。それでは、2番案件の地区審査に参加していただいた、南井上地区の鎌田委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

鎌田委員 今月22日の午前10時より、2番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、近藤推進委員と私の委員2名と転用者側1名、事務局4名の7名です。

申請対象の農地は、国府町敷地字西ノ窪にあり、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、所有権を移転し、譲受人が蓄電池設置施設に転用しようとするものです。造成については、敷地全体を碎石での整地となり、設備部分にはコンクリートを打ち、周囲にはフェンスを設置します。排水については、雨水のみであり、地下浸透させるとのことです。管轄する土地改良区がないため、上申書が提出されています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、委員は、一致して許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件について申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、特に御意見がないようですので、採決いたします。第4号議案の農地法第5条の規定による許可申請について、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第4号議案については、全案件を許可することに決定いたしました。続きまして、第5号議案、非農地通知の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第5号議案、非農地通知について、御説明いたします。議案書3ページを御覧ください。

1番は、多家良地区で、所有者から通知願があったため、5月14日に岸本委員、瀬畑委員、武市推進委員、安廣推進委員の委員4名、事務局2名で現地の状況を確認しております。

1番は、山林の一部を開墾し、みかん栽培をしてきたが、昭和56年頃から耕作できおらず、山林化し、人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、農業用機械による耕起・整地が困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整

備が著しく困難な状態であると認められます。

第5号議案は、以上1件で、対象地はその他297㎡のみです。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第5号議案の非農地通知については、本案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第5号議案については、本案件を非農地と承認することに決定いたしました。なお、この議決により、所有者及び関係各所に非農地通知を送付することになります。続きまして、第6号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認についてを開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第6号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況について御説明いたします。議案書4ページを御覧ください。

1番は、全ての農地を持分2分の1ずつ共有しております。また、筆番号3の農地につきましては、筆番号6を分筆した後、徳島市に寄付を行っております。そして前述以外のすべての農地で、耕作を継続しております。

2番は、全ての農地で、耕作を継続しております。

第6号議案は以上2件で、税務署あてに報告しようとするものです。対象地の面積は、田10,345.94㎡、畑297㎡、計10,642.94㎡です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第6号議案の相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第6号議案については全案件を承認することに決定いたしました。続きまして、第7号議案、農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案について審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第7号議案、農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案について御説明します。議案書5ページを御覧ください。全ての申請について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号に定める、権利設定等を受けるものについての要件等は全て満たしていると思われます。

なお、借賃につきましては、今までは10a当りの賃料でしたが、今回からは、一筆ごとに算定した賃料となっております。

今月は、賃貸借権が26件、使用貸借権が15件の合計41件となっており、設定

しようとする土地での地区別の内訳は、1番から7番が、多家良地区10筆・7件、8番から11番が、勝占地区9筆・4件、12番から14番が、入田地区8筆・3件、15番から18番が、不動地区15筆・4件、19番から24番が、応神地区11筆・6件、25番から29番が、川内地区10筆・5件、30番から32番が、国府地区3筆・3件、33番から35番が、南井上地区8筆・3件、36番から41番が、北井上地区12筆・6件となっております。

権利設定については以上で、田19筆18,892㎡、畑67筆71,418.45㎡の合計86筆90,310.45㎡となります。

第7号議案の農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案についての説明は以上です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第7号議案、農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案について、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第7号議案については全案件を承認することに決定いたしました。引き続き、農地関係の報告事項に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは報告事項について説明します。

議案書12ページから15ページを御覧ください。1番は、農地法第3条の3の規定に基づく権利取得の届出についてです。相続による権利取得5件受理しました。

議案書16ページを御覧ください。2番は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付についてです。5件交付しました。

議案書17ページを御覧ください。3番は、農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出についてです。4件受理しました。

議案書18ページを御覧ください。4番は、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用の届出についてです。3件受理しました。

議案書19ページを御覧ください。5番は、農地法第18条第6項（合意解約）の処理についてです。3件受理しました。

議案書20ページを御覧ください。6番は、転用届出（農地法第5条）の取消についてです。1件受理しました。今月の報告事項の説明については以上です。

議長 報告は以上ですが、何か御意見等はございませんか。

それでは、以上をもちまして、令和7年5月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。次回は6月25日水曜日の開催予定となっておりますので、よろしくお願いします。ありがとうございました。